9　甲板装置等

甲板装置等は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

⑴　定められた運用条件下における運用上の要求に応じた信頼性を有し、予測可能な方法で動作すること

⑵　船体の水密性を確保し、第７項の要件を満たすこと

⑶　定められた運用条件下において、船舶を安全に運航するために不可欠な機能を有する甲板装置等が相互に独立して作動可能であること

10　火災安全対策

効果的な火災安全対策の確保のため、船舶及びその設備は、火災発生時及び発生後においても乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを維持しながら、可能な限り、火災の予防、探知、封じ込め及び消火ができなければならない。

11　避難、退船及び救助

乗船者の避難、退船及び救助のための設備は、次の各号の基準を満たすものでなければならない。

⑴　定められた運用条件下において通常予見される事故及び緊急事態の発生時において、すべての有人区画から安全な場所への効果的な避難手段が、当該事故及び緊急事態により発生した危険な状態が解消するまでの間、乗船者に対して確保されること

⑵　船舶からの効果的な退船手段を備えること

⑶　海上から人を収容する効果的な手段を備えること

12　通信

⑴　国際航海又はこれに準じる航海を行う船舶の通信設備は、船舶が海上にある間において、次のアからサまでに掲げる機能を有するものでなければならない。

ア　異なる無線通信サービスを使用した、少なくとも２つの独立した手段による船舶から陸上への遭難警報の送信機能

イ　船舶から航空機への遭難警報の送信機能

ウ　陸上から船舶への遭難警報の受信機能

エ　船舶間の遭難警報の送受信機能

オ　捜索及び救助のための調整に関する通信の送受信機能

カ　捜索及び救助活動の現場における通信の送受信機能

キ　遭難中の船舶、航空機、集団又は人員（落水者を含む。）の位置を特定するための信号の送受信機能

ク　海上安全情報の送受信機能

ケ　陸上の無線システム又はネットワークとの一般無線通信の送受信機能

コ　船舶が通常航行する位置からの船橋間通信の送受信機能

サ　船内通信の送受信機能

⑵　通信機器は、次のア及びイに掲げる要件を満たすものでなければならない。

ア　定められた運用条件下において通常予見される動作条件、事故及び緊急事態において、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものが維持できる十分な信頼性を提供し、誤操作のリスクを最小限に抑えること

イ　少なくとも１つの誤操作又はシステム若しくは装置の故障が発生した場合においても、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを途切れることなく維持すること

13　航行の安全

⑴　船舶は、海上において次のアからエまでに掲げる事項が可能でなければならない。

ア　独立して航行できること

イ　固定物又は移動体を問わず、全ての航行における危険に関する警報を提供できること

ウ　航行の安全に必要な気象及び海象に関する環境データを測定し、これを分析できること

エ　遭難中の他の船舶、航空機、集団又は人員を支援できること

⑵　船舶は、座礁、衝突及び環境への悪影響のリスクを最小限に抑えるように操船できなければならない。

⑶　航法システムは、次のアからウまでに掲げる要件を満たすものでなければならない。

ア　定められた運用条件下において通常予見される動作条件、事故及び緊急事態において、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものが維持できる十分な信頼性を提供し、誤操作のリスクを最小限に抑えること

イ　少なくとも一つの誤操作又はシステム若しくは装置の故障が発生した場合においても、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを途切れることなく維持すること

ウ　接続されたシステムからの、センサー又は処理要求における過負荷若しくは不具合があっても、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを途切れることなく維持すること

14　危険物

危険物の運搬及び使用について、船舶は次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

⑴　危険物の運搬に起因する事故のリスクを最小限に抑えること

⑵　危険物の運搬及び使用に起因する事故により生じる影響について、人命、財産及び環境並びに乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものに対して、重大な影響を及ぼさない水準に管理すること

⑶　危険物の移動、保守及び使用準備を安全に実施できること

15　航空機運用設備

航空機運用設備は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

⑴　有人及び無人の航空システムに対して、安全かつ効率的な運用基盤を提供すること

⑵　航空機の運用の管制及び維持のために有効な手段を提供すること

16　雑則

この基準を満たすための具体的な設計の基準は防衛装備庁長官が定め、この基準を満たすための具体的な工作の基準は海上幕僚長が定めるものとする。

その他告示

○財務省告示第二百五十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年十月一日

財務大臣　加藤　勝信

（別表）

国　債　の　名　称	記　号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第148回	65,230,000円	65,204,026円
〃	第149回	64,890,000円	64,864,162円
〃	第150回	204,480,000円	204,398,558円
〃	第151回	156,490,000円	156,427,686円
〃	第152回	121,840,000円	121,791,482円
〃	第153回	31,680,000円	31,667,390円
〃	第154回	76,880,000円	76,849,390円
〃	第155回	106,140,000円	106,097,738円
〃	第156回	113,680,000円	113,634,742円